

# 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立門司学園中学校
課程又は教育部門	

中 2

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) いじめがすべての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 全ての教職員の共通認識を図るため、4月にいじめを始めとする生徒指導上の諸課題に関する校内研修を中高合同で行う。
- (2) 職員会議でいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する情報交換を中高合同で行う。
- (3) 朝夕のHR、昼の昼食指導での表情をチェックし、気になることは適宜関係職員で情報共有する。
- (4) 月1度のアンケート調査をいじめ・不登校対策委員会で集約・確認・検討する。
- (5) 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒については、教職員等への正しい理解の促進を図るとともに、適切な支援を行う。
- (6) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- (7) 保護者会にあわせて家庭用チェックリストを実施して家庭での様子を確認する。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

- ① 教職員が、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にに関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ④ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の悩みや問題などに係る情報の収集と記録、教職員間での共有を行う。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

- ① 朝夕のHR、昼の昼食指導での表情のチェック
- ② 毎月実施のアンケート調査
- ③ 相談BOXの有効活用
- ④ 学期に一度以上の個別面談
- ⑤ チェックリストの活用
- ⑥ 毎日記入する生活ノートや学習の記録シートの点検
- ⑦ いじめ・不登校対策委員会の月1回以上の開催

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

#### （1）基本的考え方

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を行う。
- ② 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑤ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切な対応する。
- ⑥ インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ② 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、法の規定に基づいて組織的な対応を行い、本校の「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告すると共に関係教職員が被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ③ いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へFAXで第一報を行う。
- ④ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
- ⑤ 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

## (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒と保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することをしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

## (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認められるときは、適切に生徒に対して懲戒処分を加える。

## (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② いじめの解消とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## (6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ② 早期発見の観点から、県教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ③ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めて行く。

## (7) いじめの解消

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」という要件が満たされていることが必要である。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを原則とする。また、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」とは、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることであり、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
- ② 3か月以上を経過した後はいじめが解消している状態を確認できたならば、本校の「いじめ・不登校対策委員会」での会議により校長が解消を判断する。
- ③ いじめが解消したと判断された場合でも、継続して十分に注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケートにより判明した情報を適切に提供する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1）重大事態の発生と調査

- ① 生徒が一定期間、連続して欠席している場合、いじめによるものかどうかにかかわらず、その原因の調査に着手する。
- ② 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告調査に当たる。
- ③ 重大事態が発生したら、**ア**被害生徒の氏名・学年・性別 **イ**欠席期間・その他生徒の状況 **ウ**生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容を、県教育委員会を通じて県知事に報告する。
- ④ 聞き取り調査は、当該生徒・保護者、教職員(学級・学年・部活動関係等)、関係する生徒などを対象者として行う。
- ⑤ 聴取の内容は、いじめの行為が、**ア**いつ(いつ頃から)、**イ**誰から行われ、**ウ**どのような態様であったか、**エ**いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、**オ**学校・教職員のこれまでの指導経緯等とする。

### （2）調査結果の提供及び報告

- ① 聴取結果及び今後の支援方策について、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を当該生徒及び保護者等に適切に情報提供する。
- ② 調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。
- ③ 希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者等の所見をまとめた文書を、聴取結果の報告に添えることができる旨を説明する。
- ④ 聴取の結果等を、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ・不登校対策委員会

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携とといった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

## 7 学校評価

- (1) 毎月実施する学校生活アンケート等の取組、年に3回以上行う保護者への調査、個人面談や啓発等教育相談計画に基づいた取組の確実な実施によって、未然防止・早期発見に努めるとともに事案把握後の対応を適切に取り組むことを達成目標と位置付ける。
- (2) 上記達成目標については、「いじめ・不登校対策委員会」で、取組状況を毎月審議するとともに取組評価アンケートによって「学校いじめ防止基本方針」に基づいた未然防止・早期発見に努められているか、事案把握後の対応が適切であったかを評価する。